

大阪市ひとり親家庭等自立促進計画(平成27年度～31年度)の概要

参考2

第1章 計画策定にあたって

【計画策定の趣旨】

- 大阪市のひとり親世帯の多さ
- 大阪市の離婚率、児童扶養手当受給者数の多さ
- 子育てと生計の担い手という二重の役割を担うひとり親の置かれている厳しい状況
- 都市化・核家族化の進行による子育て世帯の相談相手の不在、孤立
- 国において、経済的支援を中心とした母子寡婦福祉施策から生活支援と就業を中心とした総合的な自立支援策へと大きく転換を図る
- 母子寡婦福祉関連法の改正
- こどもの貧困対策の推進に関する法律の施行
- 生活困窮者自立支援法の施行

- ひとり親家庭等に対する施策のあり方について今後の方向性を示す
- 施策を切れ目なく総合的・計画的に推進する

【計画の位置付け】

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する「自立促進計画」として、第11条に基づき国が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即して策定

【計画の期間】

平成27年度から平成31年度までの5年間

第2章 ひとり親家庭を取り巻く現状と課題

◆就業支援

- ・母子家庭の母の約8割以上が就労しているが、非正規雇用が5割を超え、就労収入が少ない
- ・ひとり親家庭等が自立した生活を営むことができるよう、職業能力開発のための訓練、就業機会の創出等就業面での支援体制の整備の推進が必要

◆子育て・生活支援

- ・ひとり親は子育てと生計の担い手という二重の役割を1人で担うことになるため、精神的・経済的な負担が大きい
- ・子育てと就業を両立できるよう子育てや生活面での支援の推進が必要

◆養育費の確保に向けた支援

- ・養育費の取り決めをしているのは母子家庭で3割弱、父子家庭で1割弱であり、養育費の支払いの義務や取り決めの重要性が十分理解されていない
- ・相談体制の充実により養育費確保に向けての支援を図る。また、養育費の取り決めや支払いの重要性に関する広報・啓発活動の推進が必要

◆経済的支援

- ・児童扶養手当受給者のうち「生活が苦しい」と答えた人が7割にのぼる
- ・制度について積極的な情報提供や、関係職員に対する研修の充実が努め、経済面での支援体制を整えることが必要

◆サポート体制

- ・ひとり親家庭になった時に「精神的に不安定になった」が母子家庭、父子家庭とも4割を超えている、また、「困ったときに頼れる人がいない」と答えた人が増加している
- ・差別や偏見を受けることがないように人権尊重の社会づくりに向けて、教育・啓発活動の充実を図る
- ・きめ細やかな対応が出来るよう、相談窓口・情報提供体制の拡充、適切な支援のための連携強化を図る

第3章 計画の基本方針

【基本理念】

- ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、いきいきと豊かな自立生活を営むことができる
- こどもたちがすくすくと健やかに育つことができるようなまちづくり

【基本的な視点】

- ・自立を支援する視点
- ・こどもの視点
- ・人権尊重の視点
- ・総合性の視点

【施策目標】

- ・就業支援
- ・子育て・生活支援
- ・養育費確保に向けての支援
- ・経済的支援
- ・サポート体制の充実

第4章 具体施策の展開

【就業支援】

- 1 効果的な就業相談・職業紹介
 - ・母子家庭等就業・自立支援センター
 - ・区保健福祉センターにおける就業相談
- 2 安定した就業に向けた能力の開発
 - ・就業支援講習会
 - ・就職準備・離転職セミナー
 - ・在宅就業に関するセミナー
 - ・ひとり親家庭自立支援給付金
 - ・母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 3 就業機会の創出
 - ・母子家庭の母等への就業機会の提供
 - ・ひとり親の雇入れの促進
 - ・総合評価入札制度の実施
 - ・母子父子福祉団体等への優先的な事業発注
 - ・ひとり親家庭等に対する起業支援
- 4 雇用に関する啓発・情報提供の推進
 - ・啓発活動の推進
 - ・企業における男女共同参画推進支援事業
- 5 社会全体の働き方の見直しと多様な働き方の実現
 - ・雇用環境の整備
 - ・多様な働き方の実現
 - ・母子家庭等就業・自立支援センター事業における在宅就業推進事業 など

【子育て・生活支援】

- 1 子育て支援策の推進
 - ・保育所の優先入所
 - ・保育所入所枠の計画的な確保
 - ・延長保育事業、夜間保育事業、一時保育事業
 - ・病児・病後児保育事業
 - ・養育支援訪問事業
 - ・ファミリー・サポート・センター事業
 - ・地域における子育て活動の支援 など
- 2 生活支援策の推進
 - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
 - ・ひとり親家庭等生活支援事業
 - ・母子生活支援施設における支援
- 3 生活の場の安定
 - ・市営住宅の優先入居
- 4 こどもへのサポート
 - ・相談機能の充実
 - ・塾代助成事業
 - ・スクールカウンセラーの配置
 - ・児童虐待防止の取組みの推進
 - ・こどもへのさまざまな体験と学習機会の提供 など

【養育費確保に向けての支援】

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 相談・情報提供体制の充実
 - ・区保健福祉センターでの相談・情報提供
 - ・専門相談の実施

【経済的支援】

- 1 経済的援助の実施
 - ・児童扶養手当の支給
 - ・母子父子寡婦福祉貸付金事業
- 2 経済的負担の軽減
 - ・医療費助成制度
 - ・寡婦控除等のみなし適用による保育所保育料の軽減
 - ・自転車駐輪場の利用料金割引
 - ・こどもの教育・就学(修学)支援
 - ・情報提供の推進 など

【サポート体制の充実】

- 1 ひとり親家庭等に対する理解と人権尊重
 - ・人権啓発等の取組み
 - ・人権相談機能の充実
- 2 相談・情報提供機能の充実
 - ・情報提供の充実
 - ・区保健福祉センターにおける母子・父子自立支援員等による相談・情報提供
 - ・母子・父子福祉センター「大阪市立 愛光会館」における相談・情報提供
 - ・男女共同参画センター子育て活動支援館における相談・情報提供
 - ・大阪市配偶者暴力相談支援センターにおける相談
 - ・ひとり親家庭等関係機関の連携強化 など
- 3 地域におけるサポート体制の充実
 - ・地域のネットワークの構築
 - ・当事者活動への支援 など

第5章 施策の推進

【計画の策定及び推進体制・進行管理】

- ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチームを中心に施策の推進を図る
- 大阪市ひとり親家庭等自立支援推進会議等に進捗状況を報告